

## 紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、乾燥した紀州材（以下「乾燥紀州材」という。）の生産体制を支援するとともに、乾燥紀州材を使用した良質な木造住宅（以下「乾燥紀州材の家」という。）の建築を促進することにより地域の林業・木材産業を活性化し、森林の健全な育成を図るため、乾燥紀州材の家を建築しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助対象者及び補助対象事業）

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、県内に自ら居住するための乾燥紀州材の家を建築しようとする者とし、補助金交付の対象となる事業は、構造材（構造材と併せ内装材を使用する場合を含む。）として乾燥紀州材を使用して専用・併用住宅（建売住宅を除く。）を建築しようとするもの又は構造材（構造材と併せ内装材を使用する場合を含む。）として乾燥紀州材を使用して既存の住宅の全部又は一部を増改築しようとするもので、補助金の交付を申請する年度の2月末日までに、補助対象部分の工事が完了する事業とする。

（交付の対象経費及び補助金の限度額等）

第3条 補助金交付の対象経費並びに補助金の額の算定方法及び限度額は、次のとおりとする。

対 象 経 費	補助金の額の算定方法及び限度額
構造材（構造材と併せ内装材を使用する場合を含む。）として、乾燥紀州材を使用するために要する経費	（算定方法） 左記の材積に、1 m <sup>3</sup> 当たり20,000円を乗じた金額 （限度額） 1棟当たり200,000円とする

（事業申込書の添付書類の様式等）

第4条 補助事業を実施しようとするものは、別に定める提出期限までに次の書類を知事に提出しなければならない。

書 類	様 式	作成部数	提出期限
事業申込書	別記第1号様式	正1部（提出用） 副1部（提出用） 申請者保管用1部	別に定める
事業計画書及び 収支予算書	別記第2号様式		

(事業申込みの取下げ)

第5条 事業申込みを取り下げる場合は、事業申込み取下げ書(別記第3号様式)を第6条の補助金交付申請書の提出期限までに知事に届け出なければならない。

この場合において、当該提出期限までに補助事業の完了が見込めないと判断される場合には、事業申込みを取り下げたものとみなす。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第6条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとし、紀州材であることの認証は、別に定める「紀州材認証システムの実施について」(平成15年制定)に準じて行うものとする。

書 類	様 式	作成部数	提出期限
事業実績書	別記第4号様式	正1部(提出用) 副1部(提出用) 申請者保管用1部	2月末日 (休日の場合はその翌日とする。)
紀州材証明書	別記第5号様式 別記第5号様式付表		
平面図	別に定める		
写真			
関係書類			

(交付決定及び額の確定)

第7条 規則第5条に規定する補助金の交付決定及び規則第14条に規定する補助金の額の確定の通知は、別記第6号様式により行うものとする。

ただし、規則第22条の規定により、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、省略する。

(現地調査等の協力義務)

第8条 事業申込書を提出した者は、知事が規則第14条に規定する調査等を行う場合、これに協力しなければならない。

(書類の経由)

第9条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業施行地を管轄する振興局長を経由しなければならない。

(紀州材の需要拡大に係る協力依頼)

第10条 知事は、補助金の交付を受けた者に対し、アンケートの協力及び補助金の交付の対象となった乾燥紀州材の家を、紀州材の需要拡大にかかるPR等に活用することについて、協力を依頼することができるものとし、依頼の内容については、補助金の交付を受けた者と協議の上、決定するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 木の国安心の住まい・乾燥紀州材支援事業（木の国・乾燥紀州材の家づくり支援事業）実施要綱（平成15年制定）（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、旧要綱にかかる平成15年度分の補助金の適用については、なお効力を有する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度森を育む紀州材の家づくり支援事業補助金から適用する。
- 2 この要綱による改正前の「紀州材健康の家づくり支援事業補助金交付要綱」に係る平成18年度分の補助金の適用については、なお効力を有する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、改正後の森を育む紀州材の家づくり支援事業補助金交付要綱の規定は、平成20年度の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、改正後の紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金交付要綱の規定は、平成21年度の補助金から適用する。

別記第1号様式（第4条関係）

紀州材需要創出事業（家づくり支援）事業申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

〒  
住 所

電話番号  
氏 名

印

年度における紀州材需要創出事業（家づくり支援）を実施したいので、紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金交付要綱第4条の規定により、事業申込書を提出します。

なお、紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金交付要綱及び紀州材需要創出事業（家づくり支援）実施要領並びに別紙記載内容を了解の上、事業申込書を提出します。

別記第2号様式（第4条関係）

紀州材需要創出事業（家づくり支援）  
事業計画書及び収支予算書

1 建築しようとする住宅の概要（事業計画）

①申請者名 (建築確認通知書又は建築工事届に記載する建築主名)	
②所在地(番地まで記載)	
③全体(構造材+内装材)の材積	m <sup>3</sup>
④乾燥紀州材の材積(m <sup>3</sup> ) (構造材 + 内装材 = 総量)	(構造材) + (内装材) = (総量) ( ) + ( ) = m <sup>3</sup>
⑤延べ床面積	m <sup>2</sup>
⑥建築請負業者名等 (住宅供給業者)	名 称
	住 所
	電 話

2 上記住宅の構造材及び内装材の経費の内訳（収支予算書）

①全体の構造材及び内装材に係る経費	千円
②自己資金額	千円
③補助金額	千円

3 事業申込書補助金交付申請額計算書(千円未満切り捨て)

乾燥紀州材の使用量	補助金交付申請額
構造材(m <sup>3</sup> ) + 内装材(m <sup>3</sup> ) =	(上限200,000円)
m <sup>3</sup>	円

× 20,000円 =

※3部作成し、2部を提出し、1部は申請者が事業完了まで保管すること。

別記第3号様式（第5条関係）

紀州材需要創出事業（家づくり支援）事業申込み取下げ書

年 月 日

和歌山県知事 様

事業申込者

住 所	〒
ふりがな	
氏 名	印
電 話	

年 月 日付けで提出した紀州材需要創出事業（家づくり支援）事業申込書について、下記理由により取り下げたいので、紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金交付要綱第5条の規定により届け出ます。

記

取下げの理由

--

別記第4号様式（第6条関係）

紀州材需要創出事業（家づくり支援）事業実績書

1 補助金交付申請に係る住宅の概要

①申請者名 (建築確認通知書又は建築工事届に記載する建築主名)	
②所在地(番地まで記載)	
③全体(構造材+内装材)の材積	m <sup>3</sup>
④乾燥紀州材の材積(m <sup>3</sup> ) (構造材 + 内装材 = 総量)	(構造材) + (内装材) = (総量) ( ) + ( ) = m <sup>3</sup>
⑤延べ床面積	m <sup>2</sup>
⑥事業者との契約年月日	年 月 日
⑦建築請負業者名等 (住宅供給業者)	名 称
	住 所
	電 話

2 上記住宅の構造材及び内装材の経費の内訳

①全体の構造材及び内装材に係る経費	千円
②自己資金額	千円
③補助金額	千円

3 補助金交付申請額計算書(千円未満切り捨て)

乾燥紀州材の使用量		補助金交付申請額
構造材(m <sup>3</sup> ) + 内装材(m <sup>3</sup> ) =		(上限200,000円)
m <sup>3</sup>	× 20,000円 =	円

#### 4 補助金の振込先

①金融機関名(※郵便局は、ゆうちょ銀行口座であること)	
	銀行・金庫 <span style="float: right;">支店・出張所</span>
②預金種目	普通 ・ 当座
③口座番号	
④口座名義人	ふりがな 氏名
	住所(〒 )

※口座名義人は申請者と同一であること。

(添付書類)

- ・ 紀州材証明書(別記第4号様式) (     "     [付表] )
- ・ 平面図
- ・ 写真
- ・ 建築確認通知書の写し又は建築工事届の写し(建築主名と申請者名が同一であること。)

※3部作成し、2部を提出し、1部は申請者が事業完了まで保管すること。

紀州材証明書

（建築業者名）

様

平成 年 月 日

（木質材料供給部会ブロック名）

印

（紀州材取扱者名）

印

登録番号 和 第 号

下記の工事において使用する資材は、別添付表のとおり紀州材であることを証明します。

記

工事番号 工事名	紀州材需要創出事業（家づくり支援）
工事箇所	

※ 本証明書は、紀州材を販売した者（木材小売・卸売業、製材業者等）が、紀州材を購入した者（大工・工務店等）に対し交付する証明書です。

※ 工事箇所は、申請に係る住宅の所在地を記入してください。

別記第5号様式付表（第6条関係）

紀州材証明書〔付表〕

■住宅に使用した構造材及び内装材のうち、乾燥紀州材について記載してください。

構造材 内装材 の種別	樹種	規 格 (mm等の単位を記載)	単位体 積 (a)	数 量 (b)	材 積 (a) × (b)	含水率 (%)
合 計						

(記載要領)

※①構造材の種類には、乾燥紀州材を使用した構造材及び内装材の名称を記載してください。

(例：通し柱、管柱、間柱、筋かい、束、土台、大引、根太、梁、桁、母屋、棟木、胴差、火打ち、床材、壁材等)

②規格については、縦・横・高さ・幅・厚さ・延長等形状が分かるように記載してください。

③単位体積は、規格寸法から計算し、1本当たり等の体積を記載してください。

④数量は、本数などについて記載し単位をつけてください。

⑤材積は、単位体積×数量で計算してください。

⑥体積、材積の単位は $m^3$ とし、単位体積及び材積についてそれぞれ小数点第4位未満四捨五入で記載してください。

林 第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金の交付決定及び額の確定について

年 月 日付けで提出のあった紀州材需要創出事業（家づくり支援）補助金等交付申請について、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）第5条及び第14条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定及び額の確定をいたしましたので通知します。

記

1 補助金等の交付決定及び確定額

金	円
---	---

2 補助金等の額の確定に係る住宅の概要

①所在地(番地まで記載)	
②全体(構造材+内装材)の材積	m <sup>3</sup>
③乾燥紀州材の材積(m <sup>3</sup> ) (構造材 + 内装材 = 総量)	(構造材) + (内装材) = (総量) ( ) + ( ) = m <sup>3</sup>
④延べ床面積	m <sup>2</sup>